

掲示文書一覧(市長分)

令和8年2月19日

種別	番号	題名	主管課
告示	57	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について	環境政策室
公告	60	令和8年度姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	生活援護室
公告	61	制限付一般競争入札について	障害福祉課
公告	62	事業計画のある道路の指定について	建築指導課
公告	63	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	64	地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について	農政総務課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 57 号
令和 8年 2月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、告示の日から3週間、姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目1番地）において縦覧に供する。

記

申請の概要

(1) 申請者

兵庫県加西市鎮岩町194番4
プライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社
代表取締役社長 好田 博昭

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

姫路市飾磨区妻鹿日田町1番6
プライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社姫路地区

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設		新設		
種類	第 63 号ホ 機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		第 63 号ホ 機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		
台数	10 基		1 基		
能力	39,540~87,000N m ³ /h		1,980 m ³ /h		
工事着手予定年月日	-		-		
工事完成予定年月日	-		-		
使用開始予定年月日	令和 8 年 4 月 1 日		令和 8 年 4 月 1 日		
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要	0:00~24:00 24 時間		0:00~24:00 24 時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大
	汚水量 (m ³ /日)	計 23.0	計 29.8	0	0.12
	pH	7.8~8.5	7.5~8.9	7.8~8.5	7.5~8.9
	BOD (mg/L)	1,100,000	1,450,000	6	12
	COD (mg/L)	240,000	315,000	20	40
	SS (mg/L)	<1	<1	25	50
	ふっ素 (mg/L)	1.4	1.4	3.0	6.0
ほう素 (mg/L)	-	-	0.5	1.0	
その他参考となるべき事項	-		汚水量の最大値は循環水の交換時に発生する汚水量を記載。		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

区分	新設		新設		新設		
種類	第63号ホ 機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		第63号ホ 機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		第63号ホ 機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		
台数	1基		1基		1基		
能力	35,000N m ³ /h		35,000N m ³ /h		35,000N m ³ /h		
工事着手予定年月日	令和9年10月1日		令和10年4月1日		令和10年10月1日		
工事完成予定年月日	令和10年3月1日		令和10年10月1日		令和11年3月1日		
使用開始予定年月日	令和10年3月1日		令和10年10月1日		令和11年3月1日		
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要	0:00~24:00 24時間		0:00~24:00 24時間		0:00~24:00 24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	汚水量 (m ³ /日)	2.3	2.98	2.3	2.98	2.3	2.98
	pH	7.8~8.5	7.5~8.9	7.8~8.5	7.5~8.9	7.8~8.5	7.5~8.9
	BOD (mg/L)	1,100,000	1,450,000	1,100,000	1,450,000	1,100,000	1,450,000
	COD (mg/L)	240,000	315,000	240,000	315,000	240,000	315,000
	SS (mg/L)	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	ふっ素 (mg/L)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
その他参考となるべき事項	-		-		-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態及び量	排水口番号	No. 1 排水口	
	区 分	通常	最大
	排出水の量 (m ³ /日)	2,429.3	6,201
	pH	6.0~8.0	5.5~9.0
	COD (mg/L)	6.0	8.0
	SS (mg/L)	5.0	15.0
	銅 (mg/L)	0.1	0.4
	大腸菌数 (CFU/mL)	30	180
	T-N (mg/L)	5.0	8.0
	T-P (mg/L)	0.1	0.4
	ふっ素 (mg/L)	5.0	6.4

令和 8 年 2 月 19 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 8 年度姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務

(2) 業務の概要

次に掲げる事業等を一体的に実施するものとする。

ア 学習教室による学習支援事業

イ 情報提供事業

ウ 入学手続支援事業

エ 修学支援事業

オ 体験活動等

カ 体験授業

(3) 履行場所

姫路市内等

(4) 業務期間

令和 8 年 4 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 提案上限金額

11, 145千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、令和8年度姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき実施する。

募集要項は、姫路市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026721.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局生活援護室調整担当

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階

電話：079-221-2338

姫路市公告第 61 号
令和 8 年 2 月 19 日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

姫路市障害者虐待通報・届出受付業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

姫路市障害者虐待通報・届出受付業務委託

(2) 履行場所

受託者の定める場所

(3) 履行期間

令和 8 年(2026年) 4 月 1 日から令和 9 年(2027年) 3 月 31 日まで

(4) 業務概要

姫路市障害者虐待通報・届出受付業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 3 条に定める排除対象事業者に該当していない者であること。

(3) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「その他」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、国又は地方公共団体と障害者虐待通報・届出受付業務について、契約を締結した実績があること。

ウ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク制度の認定を取得していること。

エ 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

オ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

キ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者が、夫婦の関係にある場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年（2026年）3月3日まで
配布場所	姫路市役所ホームページに掲載する。

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。）

ウ 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものに限る。）

エ 第2項第3号イに規定する履行実績調書（様式2）

オ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク登録証の写し

カ 関連企業申告書（様式3）

- (2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	公告の日から令和8年（2026年）3月3日まで （姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後5時必着
受付場所	姫路市安田三丁目1番地 姫路市健康福祉局福祉総務部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。） （姫路市総合福祉会館2階） 電話番号 079-221-2454

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年（2026年）3月5日までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）をメールにて通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認結果通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和8年（2026年）3月9日正午までに、入札

参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又は電子メール（送信先：syogaif@city.himeji.lg.jp）にて、障害福祉課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書（様式4）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。なお、質疑書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和8年（2026年）3月5日から同月11日正午
送信先	syogaif@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す日時及び場所	質問受付期間内に受領した全ての質問内容及び回答を令和8年3月13日までに電子メールにて送信する。なお、質問した法人名は公表しない。また、応募状況等の問い合わせは、一切受け付けない。

6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年（2026年）3月23日午後2時
入札及び開札の場所	姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館5階 第4会議室

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和8年（2026年）3月23日まで
契約条項を示す場所	姫路市役所ホームページで提供する。

9 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
ア 入札書は指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。

エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

オ 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届を提出すること。一度提出した辞退届は、撤回をすることはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札を行うときは、確認結果通知書を持参し、提示すること。

イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

ウ 入札書に記入する金額は千円単位とし、入札参加者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。

エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(2) 入札参加資格があると認定された確認結果通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

(4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

(6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札

(7) 入札書に記名押印（姫路市に届出している使用印）のない入札

(8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

(9) 金額を訂正した入札

(10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札

(11) 前項第2号アからウまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札

1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされな
いおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を
乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるとき
は、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじ
によって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の
入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関す
る誓約書を提出しなければならない。

1 2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入
札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は、
参加できない。

1 3 その他

- (1) 予定価格は、非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措
置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象
者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51
号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本業務は、令和8年度の予算の議決を条件とする。令和8年度において、本業務に
係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができ
る。この場合において、受注者の損害は補償しない。

姫路市障害者虐待通報・届出受付業務委託仕様書

1 実施目的

甲は、障害者の虐待に関する通報・相談を24時間365日受け付ける体制を構築し、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援等につなげることを目的として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）第32条第2項各号に掲げる市町村障害者虐待防止センターとしての業務の一部を、同法第33条第1項の規定により委託する。

2 実施期間及び時間

24時間365日（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

3 業務内容

(1) 虐待通報・届出の受付に関する業務

障害者本人・障害者施設職員や住民等から「姫路市障害者虐待防止センター」に寄せられた通報・届出を受け、甲が指定する「相談・通報・届出受付票」をもとに、虐待を受けている者の状況について聞き取りを行うとともに、可能な範囲で助言等を行う。また、関係機関や相談窓口等の情報提供を行い、その内容を「相談・通報・届出受付票」に記録する。

(2) 緊急性がある場合の対応

電話対応により、緊急性があると判断される場合には、甲が別途指定する障害福祉課担当職員に速やかに連絡するとともに、障害者の生命や身体に関わる緊急事態の可能性があると判断される場合は、通報者から警察署、消防署等へ通報するように伝え、乙も警察署、消防署等へ必要に応じて連絡する。

(3) 電話対応内容の整理及び報告に関する業務

記録した電話対応内容について整理し、「相談・通報・届出受付票」及び月例報告書を作成し報告する。また、電話対応事例を通して、課題、虐待の傾向、特筆すべき事例などの現状分析を行い、業務完了後に報告書を作成し報告する。なお、電話の内容について、甲の担当職員から問い合わせがあった場合は速やかに応じる。

4 実施体制

(1) 電話がかかってきた場合は、虐待に関する相談・通報・届出の窓口である「姫路市障害者虐待防止センター」であることを説明すること。

(2) 従事者は、次に掲げるいずれかの者とする。

ア 社会福祉士として従事した経験を有する者

イ 精神保健福祉士として従事した経験を有する者

ウ 社会福祉、教育、心理又は医療看護のいずれかの分野において相談援助業務の経験を有する者

エ 障害者支援施設等の職員として従事した経験を有する者であって、障害者の特性についての理解が深いもの

オ 虐待に関する通報対応業務の経験を有する者

- (3) 相談者の個人情報保護について、必要な措置を講じるとともに、相談記録等の情報管理に十分注意すること。また、委託契約終了後においても同様とする。
- (4) 当該委託業務において生じた法律上の損害賠償責任に対応するため、賠償責任保険に加入すること。
- (5) 従事者に対し、専門的な観点から助言指導ができる体制を整えること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク制度の認定を取得していること。
- (7) 甲から乙の指定する電話に電話転送を行うので、受信設定及びその確認を行うこと。

5 業務の履行

乙は、受託業務の履行にあたって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委託の趣旨に従い、自己の責任において業務を完遂すること。
- (2) 乙が業務に支障を来し、委託業務を臨時に変更する場合において、甲が必要あると認めるときは、直ちにその代替案を甲に通知し、委託業務の遂行に万全を期すこと。
- (3) 委託業務の履行状況を甲に定期的に報告すること。

6 甲への報告

(1) 日報

「相談・通報・届出受付票」により、翌開庁日の正午までにメール等の方法で報告すること。報告にあたっては、個人情報保護のための処理を行うこと。ファクシミリでの報告は不可とする。

(2) 月報

事業実施月の翌月10日までに、月例報告書（任意様式）を提出すること。

(3) 実績報告

本委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、甲乙協議により業務

を進めるものとする。

- (2) 従事者に対し、個人情報の取扱いや応対マナー等について定期的に研修会を実施し、円滑な業務遂行を図るための研鑽を行うこと。
- (3) 本業務を遂行するための事務用品等については、全て乙の負担とする。
- (4) 乙は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他法令を遵守すること。
- (5) 業務に関する事故、トラブル及び苦情について、速やかに甲の担当職員へ口頭により連絡を行うとともに、事後において書面にて報告を行うこと。
- (6) 事業の撤退や委託先の変更等が生じた場合は、次の受託者との引継ぎを速やかに行うこと。

姫路市公告第 62 号
令和 8 年 2 月 19 日

姫路市長 清 元 秀 泰

事業計画のある道路指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により事業計画のある道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指定道路の位置	幅員	延長
法第42条第1項第4号	7-03	令和8年 (2026年) 2月18日	姫路市香寺町中仁野字蔵ノ町 282番2、282番3の一部、282番4の 一部、282番5、282番6、284番2、 285番3、282番2地先里道の一部、 284番2地先里道の一部 並びに字古津 390番4の一部、 391番2の一部、391番3の一部、 392番3、392番4、392番5の一部、 392番6、392番10、392番11の一 部、392番12の一部、392番13の一 部、392番14の一部、392番15の一 部、392番3地先水路の一部、392 番6地先水路の一部	m 18.13 ～ 21.41	m 54.00

姫路市公告第 63 号
令和 8年 2月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	7-6	令和8年 (2026年) 2月18日	姫路市花田町勅旨字橋爪70番7及 び73番4	m	m
				① 5.00	① 34.94
				② 4.50	② 5.00

姫路市公告第 64 号
令和 8 年 2 月 19 日

姫路市長 清 元 秀 泰

地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、地域計画の案を作成したので、同法第 19 条第 7 項の規定に基づき、この公告の日の翌日から起算して 14 日間（令和 8 年 3 月 5 日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同法第 19 条第 7 項の規定に基づき地域計画の案に対して、本市に意見書を提出することができる。

1 地域計画の案を作成した地区

- (1) 豊富地区 太尾、津熊、黒田
- (2) 船津地区 船津町（上野、八幡、宮脇、三又、下垣内、中野、仁色、瑞岡、御立、大沢）
- (3) 山田地区 山田町（牧野、南山田、北山田、東多田）
- (4) 谷外地区 塩崎
- (5) 中寺地区 香寺町恒屋（北恒屋、南恒屋）、中寺、土師、溝口、岩部
- (6) 香呂地区 行重、矢田部、相坂、田野、須加院、犬飼
- (7) 置塩地区 新畑、夢前町宮置（中村、町村）、高長
- (8) 鹿谷地区 夢前町前之庄 A（松之本、三枝草）

2 地域計画の案

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧する。

3 意見書の提出等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX又は

電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：noseisomu@city.himeji.lg.jp

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、地域計画の案に対する意見以外の事項を記載して提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては氏名及び住所を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出のあつた意見には個別の回答はしない。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。

